

恵那市建築物耐震診断費補助事業の概要

1. 補助事業の内容

この制度は、既存建築物等の地震に対する安全性の向上を図り、もって、地震に強いまちづくりを推進することを目的として、恵那市に現存する建築物の所有者等が実施する耐震診断事業費の一部を補助する事業です。

2. 補助対象となる耐震診断の概要

- ア 昭和56年5月31日以前に着手された恵那市に現存する建築物であること。
- イ 木造の一戸建て住宅以外の建築物であること。
- ウ 建築物の所有者等が実施する耐震診断であること。ただし、分譲マンションにあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人が実施する耐震診断であること。
- エ 建築士が実施する、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の指針に基づく耐震診断
- オ その他市長が定める要件に適合していること。

3. 補助金の額

- ア 補助対象経費は、一戸建て住宅は1戸あたり136,000円を限度とする。一戸建て住宅以外の建築物は次に掲げる費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として加算することができる。
 - (1) 延べ面積1,000㎡以内の部分は、1㎡あたり3,670円以内
 - (2) 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡あたり1,570円以内
 - (3) 延べ面積2,000㎡を超える部分は、1㎡あたり1,050円以内
- イ 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。予算の範囲内とする。

年 月 日

建築物耐震診断費補助金交付申請書

恵那市長 様

申請者 下 -

住所

氏名

電話

(署名又は記名押印)

恵那市建築物耐震診断事業費補助事業として補助金の交付を受けたいので、恵那市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申込みに当たり、申請書の記載内容が同要綱に定める対象事業要件に適合することを確認するために、市長が課税台帳兼名寄帳等について照合を行うことに同意します。

建物所在地	恵那市			
建物用途		建築(着工)年月	年 月	
耐震診断の方法		居住者等の承諾	有・無	
評価を依頼する機関	事務所協会の耐震評価委員会・()			
耐震診断の見積額	円	交付申請額	円	
建物概要	構造		階数	階建て
	延べ床面積	m ²	併用住宅の 住宅以外の面積	m ²
診断を依頼する者	氏名		登録・資格番号	

添付書類

- ・案内図
- ・建築時期の分かる書類（課税明細書・納税義務者証明書・建築確認済証・登記済証等の写し）
- ・所有者の分かる書類（課税明細書、固定資産証明書又は登記済証。ただし、申請者が建物の区分所有等に関する法律第3条の規定による団体である場合は団体の約款、同第47条の規定による法人である場合は登記簿）の写し
- ・建防協マニュアルに定める「一般診断」及び「精密診断」（時刻歴応答計算による方法を除く。）である場合は依頼を予定する相談士の登録証及び修了証の写し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の指針に規定する耐震診断である場合は建築士免許の写し
- ・平面図
- ・耐震診断の見積書の写し
- ・分譲マンションの場合に限り、建築確認申請及び確認済証の写し
- ・岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等受けていない旨の誓約書
- ・その他市長が必要と認める書類

(注)・診断の方法欄には「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）」（平成31年1月1日付け国住指第3107号）に記載された耐震診断の方法から該当する方法を選んで番号を記入すること。

- ・居住者等の承諾欄には居住者等全員の承諾を得られている場合のみ有に○を記入すること。
- ・評価を依頼する機関欄には評価を依頼した場合のみ記入すること。

年 月 日

岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等受けていない旨の
誓約書

恵那市長 様

申請者 〒 -

住所

氏名

電話

(署名又は記名押印)

今般、私は下記建築物について、貴市の補助制度を利用して耐震診断又は耐震補強工事を実施するに当たり、岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等を受けていないことを誓約いたします。

記

補助事業を実施する 建築物の所在地	
補助事業を実施する 建築物の所有者の 住所氏名	